

屋外広告物等許可申請書

平成 年 月 日

十和田市長 様

申請者 住所 十和田市西 番町 番 号
氏名 都市 計一郎



(電話番号) 0176 - -

屋外広告物等を表示（設置）したいので、青森県屋外広告物条例第6条（第8条第5項、第8条第6項）の規定により次のとおり申請します。

	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	電話番号		
工事施工者	〒034 - 十和田市東 番町 番 号	看板店 代表	0176 - -		
表示又は設置の期間	年 月 日 から 年 月 日まで				
広告物等の種類、数量、規模及び表示又は設置の場所	種 類	広告板	数 量	1	m ² 、枚、個 張、 <u>基</u>
	規 模	(たて) (よこ) (面数) (合計面積)	. m x . m x 1 = . m ²		
	表示又は設置の場所	十和田市 西 番町 -			
受付年月日	第 号 年 月 日 申請者 様 十和田市長 印 上記申請については、申請のとおり許可する。				
表示又は設置の期限	年 月 日	条 件			

- 1 該当する事項を で囲むこと。 納付書発送 (申請者・施工者・その他)
- 2 印の欄には、記入しないこと。 許可書返送 (申請者・施工者・その他)
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。 更新手続き (申請者・施工者・その他)

屋外広告物等許可申請書提出書類

- (1) 屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を提出する物件を設置する場所を示した図面。
- (2) 広告物又は広告物を提出する物件の形状、寸法、材料、構造、設置の方法等に関する仕様書及び図面。
- (3) 広告物を表示し、または広告物を提出する物件を設置しようとする土地又は建築物等が他人の所有又は管理に属するものである場合は、その所有者又は管理者の承諾があったことを証する書面。（様式は任意）
- (4) 他の法令による許可又は確認を必要とする場合は、これらがあったことを証する書面又はその写し。
- (5) 工事施工者の屋外広告業登録通知書の写し（青森県の登録）
（広告物等が自家用又は管理用ではない場合は添付必要）
- (6) 屋外広告物等管理者届出書（第5号様式）
- (7) 前回の屋外広告物等許可申請書の写し（更新申請の場合のみ添付）

提出部数 2 部（正・副）

屋外広告物等許可申請手数料については、申請書を審査の上、金額を算定し別途納付書（又は口座振込による）を送付します。

許可手数料の納付が確認された後、許可になります。（副本 1 部返送）

様 式 名	屋外広告物等許可申請書
記 入 要 領	<p>1. 欄に申請者の住所・氏名・電話番号を記入し、押印してください。</p> <p>2. 欄に工事施工者の住所・氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)・電話番号を記入してください。 工事施工者は広告物が自家用又は管理用ではない限り、屋外広告業の登録を受けた者又は法人に限ります。</p> <p>3. 欄に表示又は設置をする期間を記入してください。(未記入でも構いませんが、新規申請の場合は許可を受けた日から、更新申請の場合は前回の申請書に記入されている設置期限の翌日からの期間となります。) 広告物の種類・材質に応じて、表示又は設置できる期間が定められています。詳しくは都市整備建築課にお問合せください。</p> <p>4. 欄に表示又は設置する広告物等の種類(広告板、広告塔等)・数量・規模・表示又は設置する場所を記入し、数量の単位を で囲んでください。 (設置の場所については住居表示番号ではなく、地番で記入して下さるようお願いいたします。) 欄内に書ききれない場合は「別紙参照」と記入し、別紙に詳細を記入してください。</p> <p>5. 欄に納付書発送先・許可書返送先・更新の際の連絡先を で囲んでください。(その他の場合は氏名・住所・電話番号がわかるように別添してください。)</p> <p>その他詳しいことは担当課にお問合せください。</p>
請 求 可 能 な 人	申請者、代理者、工事施工者
手 数 料	屋外広告物の種類・表示面積によって金額が変わります。
備 考	<p>・申請の際、屋外広告物等許可申請書の他に以下の書類等が必要となります。</p> <p>(1)設置場所を示す図面 (2)形状・寸法・材料・構造・設置の方法等に関する仕様書及び図面 (3)設置場所が借地の場合は所有者又は管理者の承諾書(様式は任意) (4)他の法令による許可又は確認を必要とする場合は、これらがあったことを証する書面又は写し。 (5)屋外広告業登録通知書の写し(広告物が自家用又は管理用ではない場合は添付必要) (6)屋外広告物等管理者届出書(第5号様式) (7)更新の場合は前回の屋外広告物等許可申請書の写し</p> <p>・屋外広告物等許可申請書及び添付図面は正副2部必要となります。</p> <p>・屋外広告物等許可申請書及び添付図面に不備がある場合、許可に時間がかかりますのでご注意ください。</p> <p>・確認申請書(工作物)等を有する広告物に関しては、できるだけ早めに屋外広告物等許可申請書を提出していただきますようよろしくお願いいたします。</p>

問合せ先

担 当 課	建設部 都市整備建築課
担 当 係	都市計画係
電 話 番 号	0176-23-5111
内 線 番 号	362